

医科点数表の解釈

平成 28 年 4 月版

Web 追補 No.3 (平成 28 年 9 月号)

平成 28 年 9 月 13 日作成

- 以下の告示・通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 平成 28 年 8 月 30 日 厚生労働省告示第 324 号 (平成 28 年 8 月 31 日適用)
 - 平成 28 年 8 月 31 日 厚生労働省告示第 329 号 (平成 28 年 9 月 1 日適用)
 - 平成 28 年 8 月 31 日 保医発 0831 第 2 号 (平成 28 年 9 月 1 日適用)
 - 平成 28 年 9 月 9 日 官報正誤
- Web 追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。http://www.shaho.co.jp/shaho/2016_sinryo/index.html
- 「平成 28 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて」(平成 28 年 9 月 1 日医療課事務連絡)が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
437	右	上から 5 行目	◇	(1)
437	右	上から 10 行目	〔次行に追加〕	(2) パーキンソン病の患者に対しレボドパカルビドパ水和物を経胃瘻空腸投与する場合に、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の医学管理を行う際には当該点数を準用する。㊦ (平 28. 8. 31 保医発 0831 2)
442	右	上から 8 行目	〔次行に追加〕	(5) レボドパカルビドパ水和物を経胃瘻空腸投与する際に用いるポンプの費用については、「1」の所定点数に準じて算定することとし、2月に2回に限り、C111在宅肺高血圧症患者指導管理料に加算できる。この場合において、ポンプの費用については、所定点数に含むこととし、本区分の「注」の規定及び上記(1)から(4)までは適用しない。㊦ (平 28. 8. 31 保医発 0831 2)
527	右	下から 10～9 行目	その原因が特定できない者に対して、	その原因が特定できない者又は関連する学会の定める診断基準に従い、心房細動検出を目的とする植込型心電図記録計検査の適応となり得る潜在性脳梗塞と判断された者に対して、
527	右	下から 9 行目	〔次行に追加〕	(平 28. 8. 31 保医発 0831 2)
577	右	下から 6 行目	〔次行に追加〕	(5) 経気管肺生検法の実施にあたり、胸部 X 線検査において 2 cm 以下の陰影として描出される肺末梢型小型病変が認められる患者又は到達困難な肺末梢型病変が認められる患者に対して、患者の CT 画像データを基に電磁場を利用したナビゲーションを行った場合には、本区分に加え、「注 1」ガイドシース加算及び「注 2」CT 透視下気管支鏡検査加算の所定点数を準用し、算定する。この場合、CT に係る費用は別に算定できる。㊦ (平 28. 8. 31 保医発 0831 2)
742	右	下から 7 行目	〔次行に追加〕	(4) レボドパカルビドパ水和物を投与する目的で ED チューブ挿入を行った場合は、当該点数を準用して算定する。なお、この場合は、上記(1)及び(3)は適用しない。㊦ (平 28. 8. 31 保医発 0831 2)
753	右	上から 9 行目	◇	(1)

頁	欄	行	変更前	変更後
753	右	上から12~13行目	算定日に限り、	算定日にのみ、
753	右	上から13行目	[次行に追加]	(平28. 8. 31 保医発 0831 2)
753	右	上から13行目	[次行に追加]	(2) レボドパカルビドパ水和物を投与する目的で胃瘻カテーテルの交換を行った場合は、当該点数を準用して算定できる。なお、この場合は、上記(1)を適用する。 ㊦ (平28. 8. 31 保医発 0831 2)
910	右	上から4行目	[次行に追加]	(5) レボドパカルビドパ水和物を経胃瘻空腸投与する目的で胃瘻造設を行った場合は、当該点数にK939-5胃瘻造設時嚙下機能評価加算を合算した点数を準用して算定する。算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に経胃瘻空腸投与が必要な理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。 ㊦ (平28. 8. 31 保医発 0831 2) (6) レボドパカルビドパ水和物を経胃瘻空腸投与する目的で胃瘻造設を行った場合は、上記(3)及び(4)は適用しない。 ㊦ (平28. 8. 31 保医発 0831 2) (7) レボドパカルビドパ水和物の投与のみを目的とした胃瘻造設については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成28年3月4日保医発0304第2号)別添1の第79の3に掲げる条件に計上しないが、当該胃瘻から栄養剤投与を行った場合は、その時点で同条件に計上する。 ㊦ (平28. 8. 31 保医発 0831 2)
975	右	下から4行目	[次行に追加]	(5) 中心静脈留置型経皮的体温調節装置システムを用いる場合、G005-2中心静脈注射用カテーテル挿入は所定点数に含まれ、別に算定できない。 ㊦ (平28. 8. 31 保医発 0831 2)
1103	—	上から4行目	(最終改正;平成28年5月31日 厚生労働省告示第238号)	(最終改正;平成28年8月31日 厚生労働省告示第329号)
1106	—	下から18行目	[次行に追加]	(7) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高圧注入可能型 ① 標準型 ア シングルルーメン 13,200円 イ マルチルーメン 20,500円 ② 特殊型(I) ア シングルルーメン 13,600円 イ マルチルーメン 20,900円 ③ 特殊型(II) ア シングルルーメン 13,900円 イ マルチルーメン 21,400円
1112	—	上から22行目	[次行に追加]	(6) その他の関節固定用材料用部品 200,000円
1118	—	上から8~9行目	[編注;承認番号が22500BZI00020000のものについては、平成28年4月1日から平成28年6月30日まで929,000円]	[削除]
1118	—	下から24行目	(2) 永久留置型 143,000円	(2) 永久留置型 ① 標準型 143,000円 ② 特殊型 148,000円
1125	—	下から10行目	(20) 体温調節用カテーテル 79,800円	(20) 体温調節用カテーテル ① 発熱管理型 79,800円

頁	欄	行	変更前	変更後
				② 体温管理型 86,000円 〔編注；承認番号が22800BZI00008000のものについては、平成28年9月1日から平成30年3月31日まで89,100円〕
1127	—	下から1行目	155 植込型心電図記録計 422,000円	155 植込型心電図記録計 (1) 標準型 422,000円 (2) 特殊型 443,000円
1129	—	上から15行目	〔次行に追加〕	190 人工中耳用材料 (1) 人工中耳用インプラント 1,150,000円 (2) 人工中耳用音声信号処理装置 637,000円 (3) 人工中耳用オプション部品 45,800円
1133	—		〔(2)の表中「090人工内耳用材料(2) 人工内耳用音声信号処理装置② 残存聴力活用型」の項目を削除する。〕	
1134	—		〔(2)の表中133(9)④ウの項の次に次のように加える。〕	
			133 血管内手術用カテーテル (20) 体温調節用カテーテル ② 体温管理型 (承認番号) 22800BZI00008000	平成28年9月1日から 平成30年3月31日まで 89,100円
1136	—	上から4行目	(最終改正；平28. 5. 31 保医発 0531 2)	(最終改正；平28. 8. 31 保医発 0831 2)
1138	右	下から22行目	ガイドワイヤーは、別に算定できない。	ア ガイドワイヤーは、別に算定できない。 イ 特殊型（I）のうち、専用のナビゲーションシステムと併用し、留置に際してナビゲーションを行う機能に対応しているもの及び特殊型（II）については、留置に際して専用のナビゲーションシステムを併用した場合に限り算定できる。
1143	右	下から13行目	気管・気管支ステントは、1回の手術に対し1個を限度として算定する。	ア 気管・気管支ステントは、1回の手術に対し1個を限度として算定する。 イ 「永久留置型・特殊型」は、関係学会の定める指針に従って使用した場合に限り算定できる。算定に当たっては診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。
1147	右	下から24～23行目	ケ 体温調節用カテーテルは、くも膜下出血、頭部外傷又は熱中症による急性重症脳障害に伴う発熱患者に対し、体温調節の補助として使用した場合に限り算定できる。	ケ 体温調節用カテーテル a 投薬のみを目的として使用した場合は算定できない。 b 発熱管理型は、くも膜下出血、頭部外傷又は熱中症による急性重症脳障害に伴う発熱患者に対し、体温調節の補助として使用した場合に限り算定できる。 c 体温管理型は、目標体温を35℃以下として体温管理を行った場合に限り算定できる。
1150	右	上から26行目	短期間に失神発作を繰り返し、	ア 短期間に失神発作を繰り返し、
1150	右	上から28行目	その原因が特定できない者に対して、	その原因が特定できない者又は関連する学会の定める診断基準に従い、心房細動検出を目的とする植込型心電図記録計検査の適応となり得る潜在性脳梗塞と判断された者に対して、
1150	右	上から29行目	〔次行に追加〕	イ 潜在性脳梗塞患者に対して使用した場合は診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。
1152	右	下から10行目	〔次行に追加〕	(105) 人工中耳用材料 ア 人工中耳用材料は、関係学会の定める指

頁	欄	行	変更前	変更後												
				<p>針に従い、植込型骨導補聴器よりも本品を適用すべき医学的理由がある患者に対して使用した場合に限り、算定できる。</p> <p>イ 人工中耳用材料の使用に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。</p> <p>ウ 人工中耳用材料の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種の変換等の場合は算定できない。</p> <p>エ 人工中耳の植込みを行った場合の手技料は、区分番号「K320」アブミ骨摘出術・可動化手術の点数に準じて算定する。</p> <p>オ 人工中耳の植込み又は交換を行った場合の施設基準は、区分番号「K328」人工内耳植込術の施設基準に準じて、改めて届け出ること。</p> <p>カ 人工中耳の植込み又は交換を行った後、補聴器適合検査を実施した場合は、区分番号「D244-2」補聴器適合検査「2」2回目以降により算定する。</p>												
1156			<p>【「021 中心静脈用カテーテル」の項中(10)の次に次のように加える。】</p> <table border="1"> <tr> <td>(11) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高压注入可能型・標準型・シングルルーメン</td> <td>中心静脈カテ・高压・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>(12) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高压注入可能型・標準型・マルチルーメン</td> <td>中心静脈カテ・高压・Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>(13) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高压注入可能型・特殊型(Ⅰ)・シングルルーメン</td> <td>中心静脈カテ・高压・Ⅲ</td> </tr> <tr> <td>(14) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高压注入可能型・特殊型(Ⅰ)・マルチルーメン</td> <td>中心静脈カテ・高压・Ⅳ</td> </tr> <tr> <td>(15) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高压注入可能型・特殊型(Ⅱ)・シングルルーメン</td> <td>中心静脈カテ・高压・Ⅴ</td> </tr> <tr> <td>(16) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高压注入可能型・特殊型(Ⅱ)・マルチルーメン</td> <td>中心静脈カテ・高压・Ⅵ</td> </tr> </table>		(11) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高压注入可能型・標準型・シングルルーメン	中心静脈カテ・高压・Ⅰ	(12) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高压注入可能型・標準型・マルチルーメン	中心静脈カテ・高压・Ⅱ	(13) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高压注入可能型・特殊型(Ⅰ)・シングルルーメン	中心静脈カテ・高压・Ⅲ	(14) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高压注入可能型・特殊型(Ⅰ)・マルチルーメン	中心静脈カテ・高压・Ⅳ	(15) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高压注入可能型・特殊型(Ⅱ)・シングルルーメン	中心静脈カテ・高压・Ⅴ	(16) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高压注入可能型・特殊型(Ⅱ)・マルチルーメン	中心静脈カテ・高压・Ⅵ
(11) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高压注入可能型・標準型・シングルルーメン	中心静脈カテ・高压・Ⅰ															
(12) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高压注入可能型・標準型・マルチルーメン	中心静脈カテ・高压・Ⅱ															
(13) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高压注入可能型・特殊型(Ⅰ)・シングルルーメン	中心静脈カテ・高压・Ⅲ															
(14) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高压注入可能型・特殊型(Ⅰ)・マルチルーメン	中心静脈カテ・高压・Ⅳ															
(15) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高压注入可能型・特殊型(Ⅱ)・シングルルーメン	中心静脈カテ・高压・Ⅴ															
(16) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高压注入可能型・特殊型(Ⅱ)・マルチルーメン	中心静脈カテ・高压・Ⅵ															
1160			<p>【「059 オプション部品」の項中(5-2)の次に次のように加える。】</p> <table border="1"> <tr> <td>(6) その他の関節固定用材料用部品</td> <td>オプション部品・その他</td> </tr> </table>		(6) その他の関節固定用材料用部品	オプション部品・その他										
(6) その他の関節固定用材料用部品	オプション部品・その他															
1232	—	上から 5 行目	<p>(最終改正；平成28年 6 月 28 日 厚生労働省告示第268号)</p> <p>〔黄色網かけはWeb追補No. 1にて改正済み〕</p>	<p>(最終改正；平成28年 8 月 30 日 厚生労働省告示第324号)</p>												
1235	—	上から 18 行目	別表第 2 に記載されている医薬品を	別表第 2 に記載されている医薬品を、同年10月 1 日以降においては別表第 4 に記載されている医薬品を、平成30年 4 月 1 日以降においては別表第 5 に記載されている医薬品を												
1236	—	上から 15 行目	<p>、エクメット配合錠LD及びゲンボイヤ配合錠</p> <p>〔黄色網かけはWeb追補No. 1にて改正済み〕</p>	<p>、エクメット配合錠LD、ゲンボイヤ配合錠及びエビデュオゲル</p>												
1237	—	下から 9 行目	別表第 3	別表第 5												